

令和8年度若者交流促進事業実施委託業務公募型プロポーザル審査要領

令和8年度若者交流促進事業実施委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和8年度若者交流促進事業実施委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は150点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 基本的な考え方及び想定される効果 (20点)
- (2) 業務への取組体制 (10点)
- (3) 事業の実施内容 (95点)
- (4) 業務全体のスケジュール (10点)
- (5) 経費見積 (10点)
- (6) 県が推進する施策への取組について (5点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

令和8年5月13日(水)(予定)

場所 高知県庁内または近隣の会議室(別途通知)

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1社20分とします。

イ 参加者の審査会場への入場は1参加者あたり3名までとします。

ウ 順番は別途お知らせします。

エ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点

者を決定します。

- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、審査委員会の協議により候補者と次点者を選定します。
- (5) (3)、(4)の規定にかかわらず、各審査委員の審査結果を集計後、審査員による採点の合計点数を審査員数で除した点数が90点に満たない場合には、適切な提案ではないと判断し、候補者又は次点者として選定しません。

また、全者において適切な提案がない場合には、プロポーザルの手続きを中止することとします。

審査の項目	審査の視点	配点	
(1) 基本的な考え方及び想定される効果	○本業務の取り組みのコンセプトや想定される効果は、事業目的が理解され、その実現に有効なものとなっているか。	20	
(2) 業務への取組体制	○責任者の位置づけがあり、事業を円滑に遂行できる組織体制、連携体制となっているか。 ○再委託先が存在する場合は、再委託する事業の内容及び合理的な理由並びに役割分担、業務実績が明確に記載されているか。 ○企業情報及び個人情報の取り扱いについて十分な配慮がなされているか。 ○事業全体を把握し、委託者とのやりとりが円滑にできるような実施体制になっているか。	10	
(3) 事業の実施内容	専用サイトの制作	○ランディングページは、県が指定するイベントの情報を分かりやすく掲載し、若者の興味を引く内容が期待できるか。 ○申込フォームは、インセンティブ付与をできるだけ容易に受けられる仕組みの工夫が期待できるか。 ○アンケートフォームは、申込者の属性ごとの回答の傾向等を分析しやすい仕組みの工夫が期待できるか。	30
	広告物の制作・SNS等の情報配信	○WEB・SNS 広告について、ランディングページの閲覧数や広告経由のセッション数等の目標の達成が期待できるか。 ○チラシやその他の広報は、効果的な内容となることが期待できるか。	15
	対象イベントへの参加確認	○参加実績の確認方法は、できるだけ厳格性を有しつつ、経費や手間がかからない視点で最善のものとなっているか。 ○ブースの運営について、本事業の周知啓発、申込み案内を適切に行うことが期待できるか。	20
	対象イベントの参加者へのインセンティブ付与	○インセンティブ付与は、デジタル地域通貨に加え、汎用性が高く、手数料が不要もしくは安価なデジタルクーポンの手配が期待できるか。 ○インセンティブ付与数に応じて精算できる仕様となっているか。 ○県外在住者以外による申請、既婚者による申請、なりすましや二重申請等の不正防止対策は、効果が期待できる内容となっているか。	30
(4) 業務全体のスケジュール	○業務が適切な作業項目に要素分解され、業務が円滑に実施できる開始・終了時期が明確にされた計画的な全体スケジュールとなっているか。	10	
(5) 経費見積	○見積額は企画提案内容に対して妥当な金額となっているか。 ○適正な見積価格となっているか。 ○関係のない積算内訳はないか。 ○業務内容別の見積額は、わかりやすく記載されているか。 ○必要な経費が見積額から欠落していないか。	10	
(6) 県が推進する施策への取組について	○県内事業者(高知県内に本店を有する者)であるか。共同企業体の場合は、いずれかの構成員が県内事業者(高知県内に本店を有する者)であるか。 ○「高知県ワークライフバランス推進企業」の認証を受けているか。共同企業体の場合は、いずれかの構成員が「高知県ワークライフバランス推進企業」の認証を受けているか。 ○再委託における県内事業者の優先の取組について、次のいずれかに該当	5	

	するか。 ①再委託先が高知県内に本店を有する者であるか ②全ての業務を参加者が実施し、再委託を行わない者であるか	
--	--	--